一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会　定款

　　　第１章　総則

　（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）と称する。

　（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

　　　第２章　目的及び事業

　（目的）

第３条　本会は、高齢者福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図り、もって埼玉県内の高齢者福祉事業及び介護事業の健全な発展と埼玉県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

　（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 高齢者福祉及び介護に関する調査研究

　(2) 高齢者福祉及び介護に関する研修会等の実施

　(3) 高齢者福祉及び介護に関する普及啓発活動

　(4) 高齢者福祉及び介護に関する相談支援

　(5) 高齢者福祉事業の経営・運営改善のための調査研究

　(6) 高齢者福祉事業に関する連絡調整

　(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、埼玉県地域において行うものとする。

　　　第３章　会員

　（会員）

第５条　本会は埼玉県内所在の、本会の事業に賛同して入会した社会福祉法人及び地方公共団体が運営する以下の施設・事業所の代表者をもって構成する。

　(1) 養護老人ホーム

　(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

　(3) 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）

　(4) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

(5) 地域包括支援センター

(6) 在宅介護支援センター

(7) 居宅介護支援事業所

(8) その他高齢者介護事業所

　（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員。以下同じ。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

　（経費の負担）

第７条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

　（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

　（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

 (1) この定款その他の規則に違反したとき。

 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

　(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

　（会員資格の喪失）

第１０条　前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

　(1) 第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき。

 (2) 総会員が同意したとき。

 (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

　　　第４章　会員総会

　（構成）

第１１条　会員総会は、すべての会員をもって構成する。

　（権限）

第１２条　会員総会は、次の事項について決議する。

　(1) 会員の除名

　(2) 理事及び監事の選任又は解任

　(3) 理事及び監事の報酬等の額

　(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

　(5) 定款の変更

　(6) 解散及び残余財産の処分

　(7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

　（開催）

第１３条　会員総会は、定期総会と臨時総会とする。

２ 定期総会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

３ 臨時総会は、理事会が必要と認める場合または第１４条第２項の規定により開催する。

　（招集）

第１４条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

　（議長）

第１５条　会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

　（議決権）

第１６条　会員総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

　（決議）

第１７条　会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

　(1) 会員の除名

 (2) 監事の解任

 (3) 定款の変更

 (4) 解散

　(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）

第１８条 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

２ 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

　（議事録）

第１９条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会員総会に出席した理事並びに監事１名は、前項の議事録に記名押印する。

　　　第５章　役員

　（役員）

第２０条　本会に、次の役員を置く。

　(1) 理事　１０名以上３０名以内

　(2) 監事　２名

２　理事のうち１名を会長とする。

３　会長以外の理事のうち４名を副会長とする。

４　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、副会長は同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

　（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

２　会長及び副会長は、会員総会の決議によって理事の中から選任する。

３ 監事は、本会の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

　（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。

３　副会長は会長を補佐するとともに、理事会で定められた業務を分担する。

　また、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

４　会長及び副会長は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

　（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

　（役員の任期）

第２４条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。理事の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

　（役員の解任）

第２５条　理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

　（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第２７条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする本会との取引

（3）本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

　　　第６章　理事会

　（構成）

第２８条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

　（権限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

　（招集）

第３０条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

　（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

　（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　会長及び理事会に出席した監事１名は、前項の議事録に記名押印する。

　　　第７章　会計

　（事業年度）

第３３条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　（事業計画及び収支予算）

第３４条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

　（事業報告及び決算）

第３５条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について、理事会の承認を受けなければならない。

　(1) 事業報告

　(2) 事業報告の附属明細書

　(3) 貸借対照表

　(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

　(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

　(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号、第６号の書類については、定時会員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時会員総会への報告に代えて、定時会員総会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

　(1) 監査報告

　(2) 理事及び監事の名簿

　(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配）

第３６条　本会は、剰余金の分配を行わない。

 第８章 委員会、部会及び支部協議会

（委員会、部会及び支部協議会）

第３７条 本会の事業を円滑に遂行するため、委員会、部会及び支部協議会を置く。

２　委員会及び部会に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

３　支部協議会は県内を次の１０地区ごとに組織し、地区の区分及び支部協議会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

（1）北足立地区

（2）入間東地区

（3）入間西地区

（4）比企地区

（5）秩父地区

（6）児玉地区

（7）大里地区

（8）北埼玉地区

（9）埼葛南地区

（10）埼葛北地区

 第９章 事務局

（設置等）

第３８条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

 第１０章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第３９条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２ 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第４０条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２ 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

　　　　第１１章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条　この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

　（解散）

第４２条　本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

　（残余財産の帰属）

第４３条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

　　　　第１２章　公告の方法

（公告の方法）

第４４条　本会の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉新聞に掲載する方法により行う。

　　　第１３章　法令の準拠

（法令の準拠）

第４５条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

　　　附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　第５条の規定にかからず、平成２９年３月３１日時点で埼玉県老人福祉施設協議会の会員は、引き続き会員資格を有するものとする。

４　本会の設立初年度の事業年度は、本会設立の日から平成３０年３月３１日までとする。

５　本会の設立時の役員は、次に掲げるものとする。

　　設立時代表理事　岡芹　正美

設立時理事　　　野溝　守

設立時理事　　　遠井　美智子

　設立時理事　　　阿部　俊郎

設立時理事　　　荻野　光彦

設立時理事　　　高木　輝久

設立時理事　　　大野　裕明

　　設立時理事　　　池田　徳幸

　　設立時理事　　　中重　文美

　　設立時理事　　　内藤　優子

　　設立時理事　　　神戸　章

　　設立時理事　　　根岸　節子

　　設立時理事　　　山口　宗利

　　設立時理事　　　内田　亘幸

　　設立時理事　　　小山　圭三

　　設立時理事　　　永嶋　正史

　　設立時理事　　　吉江　孝行

　　設立時理事　　　萩原　隆

　　設立時理事　　　池田　寛之

　　設立時理事　　　潮田　花枝

　　設立時理事　　　戸嶋　靖浩

　　設立時監事　　　溝井　八州夫

設立時監事　　　倉林　敏澄

６　設立時理事の任期は、第２４条第１項及び第３項の規定にかかわらず、平成２９年度決算終了までとする。

７ 設立時社員の住所、氏名は次のとおりである。

 　埼玉県本庄市※※※

　　　　岡芹　正美

　　埼玉県ふじみ野市※※※

　　　　野溝　守

埼玉県上尾市※※※

　　遠井　美智子

埼玉県加須市※※※

　　阿部　俊郎

埼玉県ふじみ野市※※※

　　荻野　光彦

附　則

１　この定款は、平成３０年２月１日から施行する。